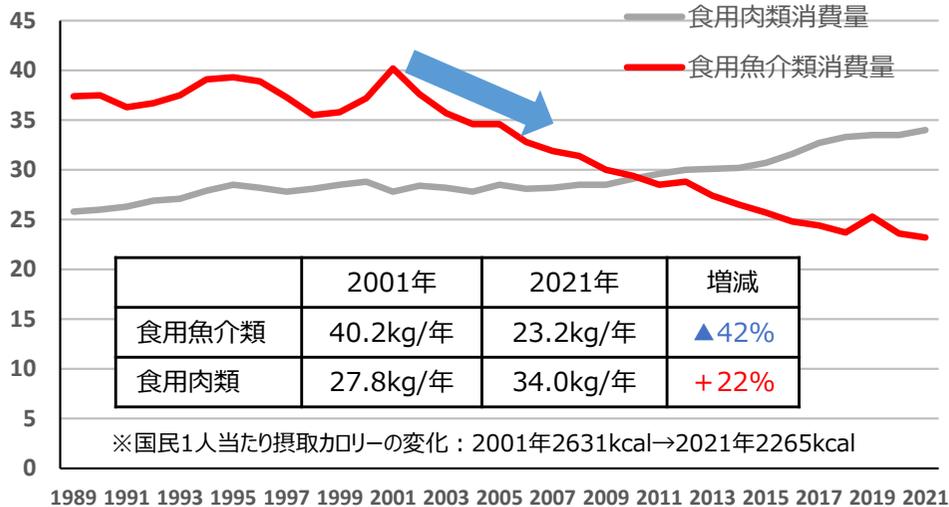


漁港漁場整備法改正の考え方

- 水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港において、海や漁村の価値・魅力を活かす「海業」の推進を図り、併せて水産物の生産や流通の機能を強化していくことで、水産業の発展、漁業地域の活性化を図っていく。

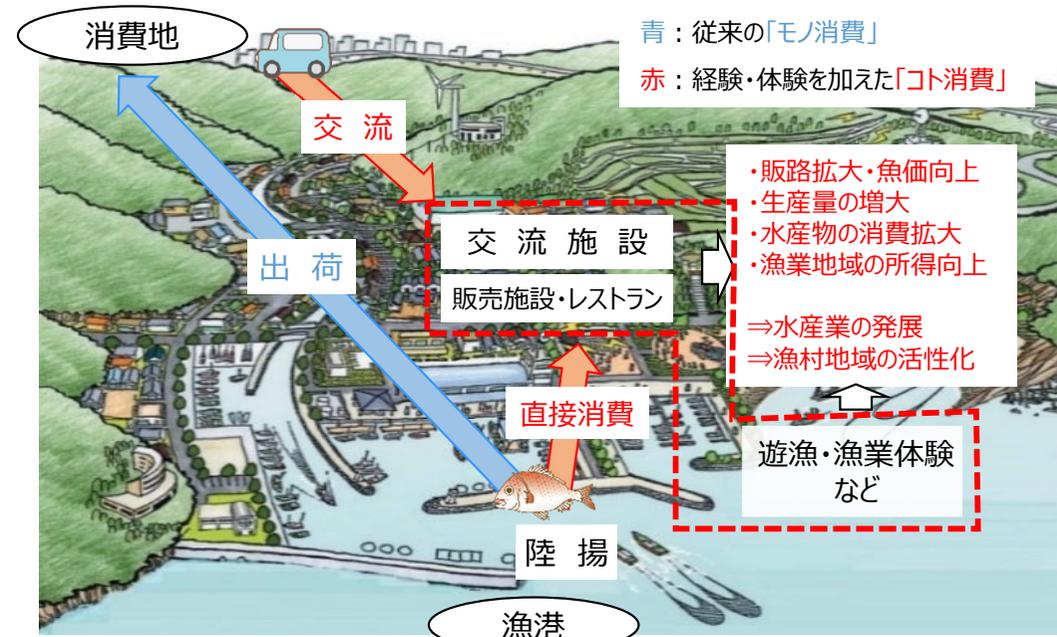
国民1人1年当たり食用魚介類・食用肉類の消費量 (kg/年)



(出所) 農林水産省「食料需給表」を基に水産庁作成 (※2021年は概算値)

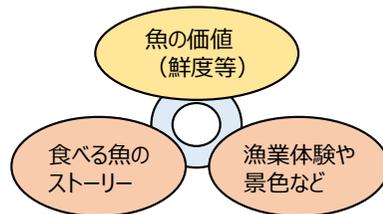
■ 改正案のイメージ

漁港施設等活用事業の創設と漁港施設の見直しにより、水産物の消費増進と水産物の生産力強化を図る。



漁港・漁村の「海業」に対するポテンシャル

- 漁港は、漁場に近く水揚げの根拠地であり、高い鮮度、漁業体験、独自の風景など、水産物の「コト消費」の場としての大きなポテンシャルを有している。



【漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口 (千人)	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等施設 (箇所)	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490

機能強化



流通過程の衛生管理強化



直販機能の強化



陸上養殖による生産拡大

漁港における海業の推進の目指す姿

目指す姿

- 水産物の生産・流通という従来の漁港の役割を引き続き発揮しつつ、これらと調和の取れた形で海業を推進し、消費の増進機能も発揮していくことで漁港の機能を向上させ、水産業の発展、水産物の安定供給、漁村振興という漁港の目的を達成していく。

■ 漁港利用の将来イメージ

	現状	将来
事業用途	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業 (増養殖利用を含む) ・<u>海業による利用</u> (水産物の販売、漁業体験、宿泊等) <p style="text-align: right;">等</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者 ・漁業協同組合 ・地方公共団体 ・水産事業者 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者 ・漁業協同組合 (<u>海業を含む</u>) ・地方公共団体 ・水産事業者 ・<u>民間事業者 (海業)</u> <p style="text-align: right;">等</p>

- 現在の漁港は、海業による利用や、民間事業者による活用に十分には対応していない。

■ 課題

- ① 漁港施設の利活用の在り方 :
 - ・行政財産である漁港施設や水域を、海業の取組に活用できる制度が必要。
- ② 水産業の発展との調和 :
 - ・地域水産業の発展に繋がるものである必要。
 - ・漁業者等関係者との調整が十分なされる必要。
 - ・漁港機能に支障をきたさないよう、施設立地の調整が十分なされる必要。
- ③ 事業環境の整備による参入促進 :
 - ・民間事業者が安定的に事業を行えるよう、投資等事業環境を整備する必要。
- ④ 適正な事業者の確保 :
 - ・水産業の発展への寄与が見込まれる事業者を適切に選定する仕組みが必要。
 - ・意欲のある漁協の海業参入も有効。

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業 (※1) の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

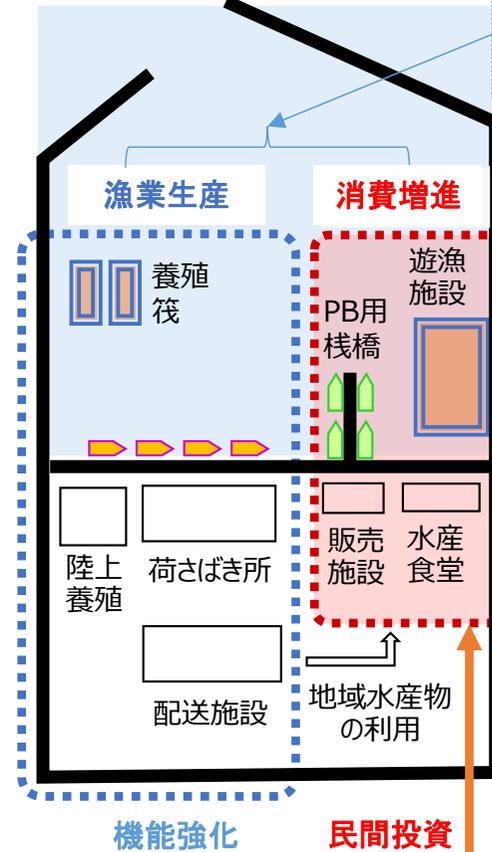
- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業(水産物の消費増進、交流促進)

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占有して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

海業の取組事例(石川県・富来漁港)と漁港施設等活用事業で可能となること



- 漁港内の静穏水域を活用して、定置網で漁獲したサバ等の蓄養や、トラウトサーモンの養殖を実施。
- 漁港施設用地（補助用地）と単独用地の交換により、飲食店（回転寿司）と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供。
- 漁港来訪者の大幅な増加とともに、新たな雇用創出と漁業者の所得向上を実現。



事業の実施のために講じた措置

○ 漁港施設用地（行政財産）と県単独用地を交換し、飲食店や販売施設の設置に必要な用地を創出（※）
 ⇒ 用途が限定された漁港施設用地（行政財産）と交換できる用地が周辺に無い場合、用地の取得が困難。
 ⇒ 用地交換に係る調整が必要。

※行政財産は本来の用途以外での貸付けが不可



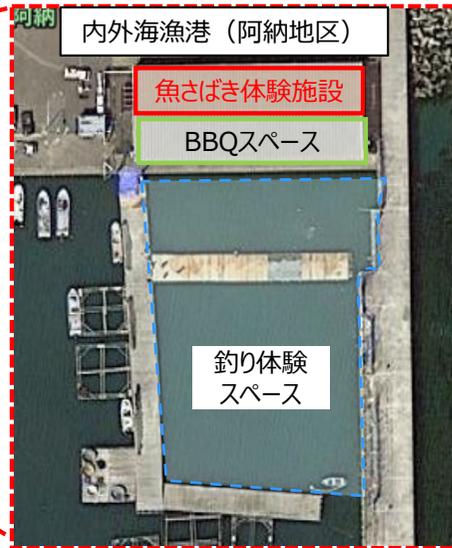
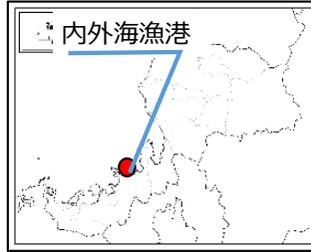
漁港施設等活用事業で可能となること

○ 行政財産である漁港施設用地を事業用地として貸付け可能。
 ⇒ 漁港施設用地（行政財産）以外の用地が周辺に無くても施設の設置が可能。
 ⇒ 用地取得のための時間がかからない。

海業の取組事例(福井県小浜市・内外海漁港)と漁港施設等活用事業で可能となること

うちとみ

- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。
- 港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業の実施のために講じた措置

- 漁港漁場整備法第39条に基づき、漁港区域内の水域を占有許可。
⇒ 占有許可期間は最大10年。
⇒ 一時的な使用許可であり、権利ではない。
- 漁港管理規程に基づき、漁港施設用地の占有を許可。
⇒ 占有許可期間は最大10年。一時的な使用許可であり、権利ではない。



漁港施設等活用事業で可能となること

- 水域の長期占有が可能となるほか、施設の設置・運営の際に、「漁港水面施設運営権」(みなし物権)の設定が可能。
⇒ 最大30年の長期占有又は最大10年(事業期間内で更新可能)の漁港水面施設運営権の設定が可能。
⇒ 水面における権利設定が可能であり、抵当権の設定が可能になることも含め、円滑な資金調達が可能。
- 行政財産である漁港施設用地の直接的な貸付けにより、飲食店や販売施設等の設置が可能。
⇒ 最大30年で、賃借権に基づき事業が実施可能となり、参入・資金調達がしやすくなる。

漁港施設の見直し等

漁港施設の見直し

- 水産物の消費増進や輸出促進にも対応した衛生管理の高度化、安定生産、漁港利用者の安全性の確保といった課題に対応していくため、以下のような施設を漁港施設に追加。



販売機能の強化や一貫した衛生管理体制を構築するための**配送用作業施設**、**仲卸施設**、**直売所**

水産物の安定生産に資する**陸上養殖施設**等



海に近く災害リスクの高い漁港において漁港利用者の安全を確保するための**避難施設**、**避難路**等

脱炭素化にも資する漁港施設のための**発電施設**等

漁港協力団体制度の創設

- 公共サービスの質の向上のため、漁港管理者と協力して漁港施設の点検や清掃、知識の普及・啓発等を担う団体を指定する制度を創設。



水産業協同組合法の改正 —漁協による「海業」の推進—

- 漁業協同組合等による「海業」の取組を推進するため、漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合、員外利用制限（労働力の1/2以上が組合員である必要）を適用しないこととする。

